

江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

- (1) 現在一部施設に規定されている、入場料等を徴収して利用する場合の増額料金設定について、全てのスポーツ施設に設定するため。
- (2) 条例で定める夜間利用料金には、夜間照明設備の使用料が含まれているが、条例の夜間利用時間と日没時間が合致していない時季があり不具合が生じているため。

2 改正の概要

- (1) 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金の上限を100分の150とする。(別表第3関係)
- (2) 夜間利用時間及び夜間利用料金を廃止する。(第3条、別表第2、別表第3関係)

3 新旧対照表

2～3ページのとおり。

4 施行日

令和5年7月1日

5 その他

- (1) 照明設備の使用料は、別途指定管理者が定める。
- (2) 附則において、施行日前の準備行為を定める。

江東区夢の島総合運動場条例 新旧対照表

現行	改正案																																												
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(開場時間等)</p> <p>第3条 夢の島総合運動場の開場時間及び夜間利用時間は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、区長の承認を得て開場時間及び夜間利用時間を変更することができる。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表第3及び別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第10条～第15条 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">夜間利用時間</th> </tr> <tr> <th>期間</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">夢の島野球場</td> <td>4月15日～5月31日</td> <td>午後5時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>6月1日～9月5日</td> <td>午後7時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>9月16日～10月20日</td> <td>午後5時～午後9時</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第9条関係)</p> <p>1 団体利用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設及び利用目的</th> <th>利用日</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夢の島野球場</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>2時間</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>11,900円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	夜間利用時間		期間	時間	夢の島野球場	4月15日～5月31日	午後5時～午後9時	6月1日～9月5日	午後7時～午後9時	9月16日～10月20日	午後5時～午後9時					施設及び利用目的	利用日	単位	利用料金	(略)				夢の島野球場	平日	2時間	2,700円	夜間	11,900円	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(開場時間)</p> <p>第3条 夢の島総合運動場の開場時間は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、区長の承認を得て開場時間を変更することができる。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第10条～第15条 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>別表第2 (第9条関係)</p> <p>1 団体利用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設及び利用目的</th> <th>利用日</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夢の島野球場</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>2時間</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>11,900円</td> </tr> </tbody> </table>	施設及び利用目的	利用日	単位	利用料金	(略)				夢の島野球場	平日	2時間	2,700円	夜間	11,900円
名称		夜間利用時間																																											
	期間	時間																																											
夢の島野球場	4月15日～5月31日	午後5時～午後9時																																											
	6月1日～9月5日	午後7時～午後9時																																											
	9月16日～10月20日	午後5時～午後9時																																											
施設及び利用目的	利用日	単位	利用料金																																										
(略)																																													
夢の島野球場	平日	2時間	2,700円																																										
		夜間	11,900円																																										
施設及び利用目的	利用日	単位	利用料金																																										
(略)																																													
夢の島野球場	平日	2時間	2,700円																																										
		夜間	11,900円																																										

		2 時 間	0 0 円
	土曜日、 日曜日及 び休日	2 時 間	3, 7 0 0 円
		夜 間	1 2, 9
		2 時 間	5 0 円
(略)			
(略)			

備考

1～3 (略)

4 夢の島野球場の夜間利用における利用料金のうち、4月15日から5月31日までの午後5時から午後7時までの利用については、平日は7,300円とし、土曜日、日曜日及び休日は8,300円とする。

5 夢の島競技場又は夢の島スケートボードパークの利用者が入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金は、本表に定める額の100分の150相当額を上限とする。

6～10 (略)

2 個人利用

(略)

別表第4 (略)

	土曜日、 日曜日及 び休日	2 時 間	3, 7 0 0 円
(略)			
(略)			

備考

1～3 (略)

4 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金は、本表に定める額の100分の150相当額を上限とする。

5～9 (略)

2 個人利用

(略)

別表第3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日以前に行った利用の承認については、なお従前の例による。